# 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定

日本国政府及びインドネシア共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、

安全保障の分野における両締約国政府の間の現行の協力関係に留意し、

国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

二千十五年三月二十三日に東京で署名された日本国防衛省とインドネシア共和国国防省との間の防衛分野

における協力及び交流に関する覚書に留意し、

両国の平等、相互の利益、主権及び領土保全の原則を尊重し、

両締約国 政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国際の平和及び安全に寄与することを

希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定めることが必要であることを認識し、

それぞれの国の関係法令に従って、

次のとおり協定した。

### 第一条

1 及び安全に寄与するためのもの、 実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当該事業は、 一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を 共同研究、 共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛 国際の平和

2 個別の事業は、 両締約国 政府により、 それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、

### 第二条

外交上の経路を通じて確認される。

協力を強化するためのものとする。

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、

合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成される。

防衛省の一の代表者

日本側委員部は、

次の者で構成される。

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

インドネシア側委員部は、次の者で構成される。

国防省の一の代表者

外務省の一の代表者

インドネシア共和国政府によって指定される関係省からそれぞれの一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、 外交上の経路を通じて国別委員部

に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、 3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、 合同委員会により

決定される。

5 この協定を実施するため、 移転される防衛装備品及び技術、 その移転の当事者となる者並びにその移転

の詳細な条件を特に定める細目取極が、 両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。 日本国政府の権

限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。インドネシア共和国政府の権限のある当局は、 国防省と

1 び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、 方の締約国政府は、 他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、 国際連合憲章の目的及 いずれの

当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。

方の締約国政府も、

2 若しくは契約者以外の者又は他の政府に移転してはならない。 該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事 方の締約国政府は、 この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、 前の同意を得ないで、 自国政府の職員 当

### 第四条

方の締約国政府は、 自国 の関係法令及び両締約国政府の間において適用可能な他の国際約束に従い、こ

の協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。

### 第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令 (防衛産業に関連する

ものを含む。)及び予算に従って実施される。

## 第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、 両締約国

政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

## 第七条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、 両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。 この協定の改正は、
- 3 その署名の日に効力を生ずる。 この協定は、 五年間効力を有するものとし、その後は、 当該改正は、この協定の不可分の一部を成す。 方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこ
- の協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、 毎年自動的 に延

# 長される。

4 ら前条までの規定は、引き続き効力を有する。 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に関し、第三条か

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十一年三月三十日に東京で、ひとしく正文である日本語、インドネシア語及び英語により本書二通

を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

茂木敏充

インドネシア共和国政府のために

プラボウオ・スビアント